

出産育児一時金請求手続きフローチャート

出産する医療機関等で
「直接支払制度」を利用しますか？

- 直接支払制度を利用できるかどうかは、出産予定の医療機関等にご確認ください。

いいえ

出産育児一時金の請求ができます。

【申請書】

出産育児一時金 支払請求書（立替払用）

【添付書類】

- ① 出産費用の領収・明細書（写）
- ② 合意文書（写）
- ③ 申請書の証明欄に「医師・助産師」または「市区町村」の証明

はい

出産費用は1児につき50万円*¹以上？

*¹ 2023年3月31日出産までは42万円

- 在胎週数が22週未満の出産（死産含む）、または産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産の場合は488,000円*²
- *² 2023年3月31日出産までは408,000円

いいえ

出産費用と出産育児一時金の差額分を請求できます。

【申請書】

出産育児一時金 内払金支払請求書
（直接支払制度利用）

【添付書類】

- ① 出産費用の領収・明細書（写）
- ② 合意文書（写）

はい

健康保険組合への手続きは不要

【注意事項】

- ・出産育児一時金の対象となるのは、妊娠4か月（85日）以上の出産（死産・流産・人口妊娠中絶も含む）です。
- ・出産育児一時金を受け取る権利は、出産日の翌日から2年を経過すると時効により消滅します。

【直接支払い制度とは】

医療機関が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請および受取を行う制度です。

この制度を利用する場合は、出産予定の医療機関と被保険者で合意文書を取り交わすだけで済み、健康保険組合への申請は不要です。

- ✓ 直接支払制度を利用した場合でも、差額が出た場合は健康保険組合への申請が別途必要となります。
- ✓ 直接支払制度を利用せず、後日、健康保険組合に出産育児一時金を申請する場合は、制度を利用しない旨の合意文書が必要となります。